

平成 29 年度  
新潟市水道局建設工事入札参加者向け説明会

# 説 明 会 資 料

平成 30 年 3 月 8 日 開催  
新潟市水道局 総務部 技術管理室

# 平成30年度 新潟市水道局 総合評価方式の改正等について

新潟市水道局 総務部 技術管理室

1

## 主な内容について

- 平成30年度に予定する主な改正点について
  - (1) 総合評価方式受注件数(減点方式)の改正について
  - (2) 施工実績における評価期間の改正について
  - (3) 災害時活動実績における評価期間の改正について
- これまでの主な注意点について(再周知)
- 総合評価方式の発注予定について

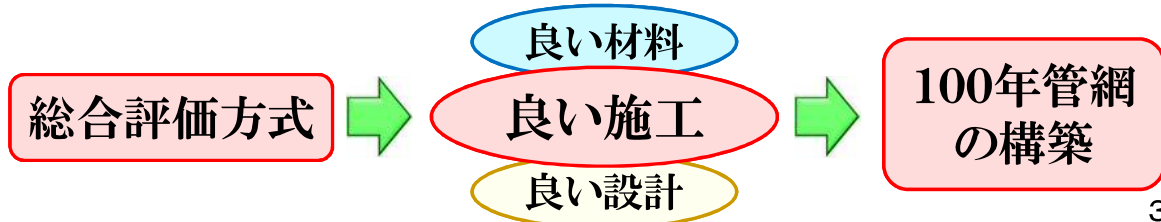
2

## 総合評価方式の目的と実績

### ◆ 総合評価方式の目的

総合評価方式は、平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう導入された入札方式。

従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の抑制等の効果が期待される。



3

## 総合評価方式の目的と実績

### ◆ 総合評価方式の実績

- ・ 平成22年度 対象工事167件中 67件実施 (40.1%)
- ・ 平成23年度 対象工事140件中 65件実施 (46.4%)
- ・ 平成24年度 対象工事126件中 61件実施 (48.4%)
- ・ 平成25年度 対象工事125件中 61件実施 (48.8%)
- ・ 平成26年度 対象工事121件中 61件実施 (50.4%)
- ・ 平成27年度 対象工事61件中 39件実施 (63.9%)\*
- ・ 平成28年度 対象工事53件中 36件実施 (67.9%)\*

※ 平成27年度より対象工事を1000万円以上から3000万円以上に引上げ

★ 総合評価方式の実績は着実に伸びている。

4

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (1) 総合評価方式受注件数(減点方式)の改正について

#### ① 総合評価方式受注件数(減点方式)とは

当該年度における総合評価方式の受注件数に応じ評価点を減ずるもので、企業育成の観点から、平成24年度に新規評価項目として追加された。その後、平成27年度には、総合評価案件の受注1件毎に減点する方式とし、受注機会のさらなる拡大を図っている。

#### ② 改正の経緯

総合評価方式受注件数(減点方式)の導入・改定により、受注機会の拡大に一定の効果は表れている。一方で、当局の工事発注件数は近年減少傾向にあり、企業の育成面からも更なる受注機会の拡大に向けた見直しを行う。

5

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (1) 総合評価方式受注件数(減点方式)の改正について

#### ③ 改正内容について

現在、受注1件毎に0.4点を減点しているが、これを0.5点に引き上げることで、受注機会のさらなる拡大を図る。(ただし、減点数の最大は2.0点のままとする。)

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点
総合評価方式受注件数(減点方式)	必須	総合評価方式簡易 i 型 における当該年度の受注 件数	受注実績が無い	2.0
			受注件数が1件ある	1.5
			受注件数が2件ある	1.0
			受注件数が3件ある	0.5
			受注件数が4件以上ある	0
総合評価方式受注件数(減点方式)	必須	総合評価方式簡易 ii 型 における当該年度の受注 件数	受注実績が無い	2.0
			受注件数が1件ある	1.5
			受注件数が2件ある	1.0
			受注件数が3件ある	0.5
			受注件数が4件以上ある	0

6

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (2) 施工実績における評価期間の改正について

#### ① 施工実績における評価期間とは

企業及び配置予定技術者においては、現在過去10ヶ年度の同種・類似工事の施工実績を評価している。

総合評価方式個別説明書に記載があるとおり、竣工日が公告日以前の実績でなければ加点されない。

#### ② 改正の経緯

当局の工事発注件数は近年減少傾向にあり、企業及び配置予定技術者においては、実績を獲得する機会が減少している。入札における企業間の競争環境確保及び技術者の育成面を考慮し、評価期間の拡大に向けた見直しを行う。

7

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (2) 施工実績における評価期間の改正について

#### ③ 改正内容について

評価期間を現在の過去10ヶ年度から過去15ヶ年度に拡大。

これにより、企業間の競争環境確保及び技術者の育成を図る。

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点
同種・類似工事の施工実績	必須	過去15ヶ年度の同種・類似工事の施工実績 (案件ごとに具体的に定める)	国, 旧公団, 県, 政令市, 新潟市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5
			実績なし	0
配置予定技術者の能力	必須	過去15ヶ年度の同種・類似工事の施工実績 (案件ごとに具体的に定める)	国, 旧公団, 県, 政令市, 新潟市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5
			実績なし	0

8

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (3) 災害時活動実績における評価期間の改正について

#### ① 災害時活動実績における評価期間とは

簡易 i 型などの地域貢献度として、災害時に当局からの要請により被災地等で活動していただいた実績を評価している。実績の評価対象期間は過去10ヶ年度としている。

#### ② 改正の経緯

平成28年度には熊本地震が発生するなど、近年大規模災害が続いている。今後も大規模地震等の災害発生が予測される中、災害時活動への積極的な対応が求められる。

そのため、災害時活動へのインセンティブ等を考慮し、実績の評価期間拡大に向けた見直しを行う。

## 平成30年度に予定する主な改正点について

### (3) 災害時活動実績における評価期間の改正について

#### ③ 改正内容について

評価期間を現在の過去10ヶ年度から過去15ヶ年度に拡大。他評価項目における評価期間と整合をとるとともに、災害時活動への評価を拡大する。

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点
災害時等活動実績	選択	過去15ヶ年度における新潟市水道局に関わる災害時活動の実績がある。又は、新潟市水道局の夜間等緊急配水管修繕業者に登録している。	災害時活動の実績がある。又は、夜間等緊急配水管修繕業者に登録がある。	2.0
			実績及び登録がない。	0

# これまでの主な注意点について(再周知)

## (1) 最新情報の確認について



ホームページには随時最新の情報を掲載しております。

申請の際は、必ず掲載情報の確認を行うようお願いいたします

新潟市水道局ホームページ掲載情報の確認は、下記の順序を参考に検索してください。

(参考)ホームページ検索順序

新潟市ホームページ(TOP画面)→  
 くらし・手続き→上下水道→  
 上水道→水道局事業者窓口  
 →総合評価方式

# これまでの主な注意点について(再周知)

## (1) 最新情報の確認について



電子申請の手続きは、「申請・届出の総合窓口」から行います。  
 総合評価の手続きページは、市長部局と水道局では異なります。  
 水道局の手続きページには、手続き名称に水道局と入っています。  
 申請の際はご注意ください。

電子申請の手続きページには、技術資料の提出様式が掲載されています。  
 提出の際は、最新の様式を使用するようお願いいたします。

(注意)  
 施工実績及び災害実績の評価期間変更に伴い、別記様式第1号と別記様式第2号が変更されます。  
 新様式は平成30年4月1日に掲載の予定です。

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (2) 電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

平成25年4月1日付入札契約制度の見直しにより電子申請システムや電子承認に不具合が発生し、下記に掲げるいずれかに該当する場合は、紙による技術資料の提出を認めています。

- ① 電子申請を行うためのICカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請予定又は申請中の場合
- ② 有資格業者側に不測のシステム障害が発生し、締切に間に合わない場合
- ③ その他、紙による技術資料の提出を行うことがやむを得ないと認められる場合。

13

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (2) 電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

手続きは、新潟市水道局総務部経理課所管の「**電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて**」による方法を準用します。

「電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて」は平成25年4月1日付で経理課から通知されている文書で、ホームページに掲載されています。

(参考) 検索順序

(略) → 水道局事業者窓口 → 重要なお知らせ(過年度分) → 重要なお知らせ(平成25年度分)

14



# これまでの主な注意点について(再周知)

## (2) 電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

### 「紙入札方式参加承諾願」



入札の部分を取消線で消してもらい、申請と書き直して承諾願を提出してください(手書きで構いません)。

紙入札方式参加承諾願

〒 年 月 日

（あて先）新潟市水道事業管理課

姓 名  
 職名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

〒 番 号

〒 番 号

姓 名  
 職 名

下記工事の入札参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

印

入札条件	
業 務 種 別	公告年月日
業 務 種 別	工 事 種 別
工 事 名	
電子入札システムを敬請できない理由	

〒 年 月 日

上記について、承認します。 / 承認しません

署名

# これまでの主な注意点について(再周知)

## (2) 電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

「紙入札方式参加承諾願」は、個別説明書に記載された**技術資料提出締切日の午後3時まで**に提出してください。指定時間を過ぎて提出された承諾願は受理しません。また、技術資料の提出時に「承諾」の確認ができない場合は、持参されても受理しません。

なお、紙による技術資料の提出が認められた場合においても技術資料の提出期間に変更はありませんのでご注意ください。

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (3) 配置予定技術者に関する注意事項について

#### ① 配置の可否について

技術資料提出時点では、記載された技術者の配置の可否について判断を行っておりません。評価はあくまで記載された内容に沿って行います。

- ⇒ 専任を要する主任技術者の兼務は、受注後の判断となります。兼務が認められない場合もありますので、技術者は複数人記載することを推奨いたします。
- ⇒ 技術者は、契約日から配置できる必要があります。手持ち工事の竣工を見込んでいる場合は、工期が延長となることもありますので、技術者は複数人記載することを推奨いたします。

17

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (3) 配置予定技術者に関する注意事項について

#### ② 施工実績の評価対象期間について

入札案件の公告日と技術資料に記載する工事の工期を確認すること。

- ⇒ 竣工日が公告日以前の実績でなければ加点されません。竣工後間もない工事を記載する際は特に注意してください。

#### ③ 配置技術者の変更について

技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合のみです。特別な理由により、総合評価案件の技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

18

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (4) その他の注意事項について

#### ① 工事番号の確認について

入札申請をしている工事番号と異なる工事番号を入力し電子申請が行われている。

⇒ 技術資料を受け付けることはできません。

#### ② 電子申請時における添付資料の確認について

添付する資料を間違えて、他の工事の技術資料を添付し申請した。

⇒ 技術資料は受付されますが、正しく評価できません。

#### ③ ISO等の認証実績・配置予定技能者が有する資格について

有効期限のあるものは提出前に必ず期限の確認をすること。

⇒ 証明できない場合、技術評価点の変更を行います。

落札候補者の取り消しを行う場合もあります。

19

## これまでの主な注意点について(再周知)

### (4) その他の注意事項について

#### ④ 不適切な技術資料の提出について

不適切な技術資料が提出された場合には、以下の様な措置・処分を行います。

#### ※措置・処分

- 提出された技術資料(簡易な施工計画書, 技術提案書など)の内容が白紙または他社の計画書と同一であるなど, 不適切な行為と認められる場合は, 失格となります。

(個別説明書－入札の失格に明記)

- 著しく不適切な行為と認められる場合は, 「競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」の定めるところにより, 指名停止等の措置を行います。

20

# 平成30年度総合評価方式の目標(予定)

平成30年度対象工事(1,000万円以上)

価格競争入札枠 (総合評価方式適用案件を除く)

通常一般競争枠 (40%)

指定給水装置工事事業者枠 (10%)

指定給水装置工事事業者 かつ 災害協力業者枠 (20%)

夜間等緊急配水管修繕登録業者枠 (30%)

総合評価入札枠 (3,000万円以上を対象に**65%**)

簡易 i 型 3,000万円以上5,000万円未満 (50%)

簡易 ii 型 5,000円以上 (50%)

memo

# 工事成績評定の改正について

新潟市水道局 総務部 技術管理室

1

## 1. 工事成績評定とは？

### ■工事成績評定の目的

- ・請負工事の適正な施工と技術水準の向上
- ・受注者の選定および指導育成

### ■対象工事

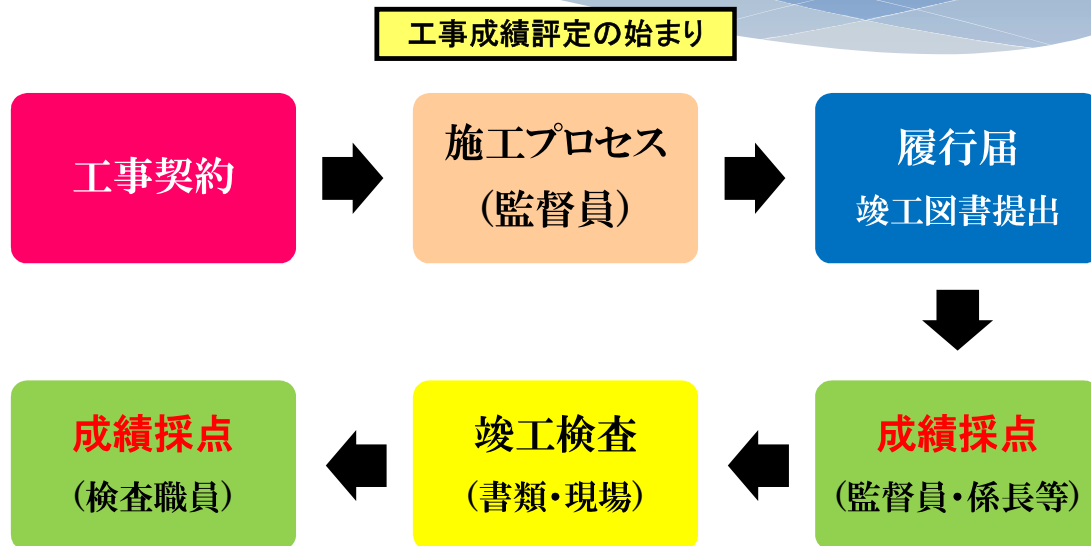
- ・1件の設計金額が250万円を超えるもの  
(市役所は500万円以上)

### ■評定者

- ・監督員、担当係長等、検査職員の3名
- ・それぞれの考査項目ごとに分担し評定

2

## 2. 工事成績評定の流れ



3

## 3. 新潟市水道局HP掲載 検査及び成績評定関係書類・要綱集

水道局HP⇒事業者窓口、各種様式集⇒様式・要綱集(工事検査・成績評定)⇒請負工事検査要綱、工事点検、工事成績評定

### 検査実施要領

#### ■項目別検査方法

### 検査数値基準

#### ■項目別測定箇所・基準

4

# 4. 改正の趣旨

## ■改正の背景

### (1)「公共工事の品質確保法」がH26年に改正

- 将来にわたる工事の品質確保
- 担い手の育成と確保(受注者の適正な利潤が確保)

### (2)「総合評価入札方式」の拡大

(当局は3千万以上の工事の65%を総合評価方式で発注)

- 成績評定の重要性が一層高まる



## ■きめ細やかに技術力を評価することが重要

## ■考査項目・考査段階を国、県、市に合わせる

# 5. 工事成績採点表

別添様式第1

## 工 事 成 績 採 点 表 (上水道・土木)

変更後

検査年月日 平成 年 月 日  
出願番号

工事番号	工事名	契約金額(最終)		円																	
		完成年月日	平成 年 月 日	検査年月日	平成 年 月 日																
受注者名		工期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																	
考査項目	監 督 員	担 当 保 長 等					検 査 職 員 (中間等)					検 査 職 員 (完成)									
		職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名					
項 目	細 則	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0															
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0															
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0								5.0		2.5		0	△ 7.5	△ 15.0	
	II 工程管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0															
3. 出来形及び出来ばし	I 出来形	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0	2.0		1.0		0	△ 7.5	△ 15.0								
	II 品質	5.0	2.5	0	△ 5.0	△ 10.0	3.0		1.5		0	△ 7.5	△ 15.0								
4. 工事材料	I 施工条件等への対応(※1)													10.0	7.5	5.0	2.5	0	△ 10.0	△ 20.0	
	II 検査項目													15.0	12.0	7.5	4.0	0	△ 12.0	△ 24.0	
5. 耐震工法	I 耐震工法(※3)													5.0		2.5		0	△ 5.0		
6. 社会性等	I 地域への貢献(※4)						10.0	7.5	5.0	5.0	0										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		+					-					+					-				
評定点(65点+加減点合計)(※1)		①					②					③					④				
評定点計(※5)		点					点					点					点				
7. 法令遵守等(※6)																					
評定点合計(※7)		点					点					点					点				
所 見(※4)		監督員					(担当保長等)					(検査職員)									

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。  
 ※2 工事特性は、当該工事特有の職種の多い・少(構造物の特殊性、特殊な技術、部材等の作業標準・社会条件、劇しい自然・地震発生、長期工事における安全確保等)に於いて、審査員に於いては、「審査員」からの報告を受けて「担当保長等」が評価するものとする。  
 ※3 耐震工法は、工事特性による5段階を伴わない工事において、企業の工夫・ノウハウにより特長すべき便宜があった場合に評価する項目とする。  
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。  
 ※5 中間検査等があった場合(配点比率が0.5:0.5の場合)の例 ① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4×0.5+④ 点×0.4×0.5) = 点  
 ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、「担当保長等」が行う。  
 ※7 評定点合計は、四捨五入により算出する。  
 ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。  
 ※9 各考査項目ごとの評点は、別紙「考査項目別運用表」によるものとする。

技術管理室				工事担当課			
室長	補佐	補佐	補佐	課長	補佐	補佐	場長

## 6. 改正の内容

### (1) 評価段階の細分化

特定の評価段階に偏る傾向があり、より細やかな評価に改正

#### ア. 監督員

「施工体制一般」及び「施工管理」の評価項目

⇒4段階から5段階へ

#### イ. 担当係長等

「社会性等(地域への貢献度)」の評価項目

⇒3段階から5段階へ

#### ウ. 検査職員

「出来形」及び「品質」の評価項目

⇒5段階から7段階へ

7

## 6. 改正の内容

### (2) 評定配分の見直し

出来形・品質をより重視するため、配点の増減を実施

#### ア. 「施工状況」の評価項目

⇒監督員の配点の増(max5点から15点へ)

⇒担当係長等の配点の減(max25点から5点へ)

#### イ. 「出来形および出来ばえ」の評価項目

⇒監督員の配点の増(max4点から9点へ)

8



## 6. 改正の内容

### (3)「高度技術」から「工事特性」に変更

市街地での工事や工期の長い工事、安全確保や各種調整が必要な工事は、より積極的に評価する

ア. 施工困難等の工事特性への対応が図られた場合

⇒配点の増(1項目2点から4~6点、max13点から20点へ)

イ. より広い視野からの評価するため

⇒評価者は監督員から担当係長等へ変更

9

## 6. 改正の内容

### (4)配水管工事の具体例

#### 「工事特性」における対応事例

##### ■従来の「高度技術」の評価例(下記の1項目ごとに2点)

- ・市街地における口径400ミリ以上、不断水工事
- ・導・送・配水幹線における断水工事、推進工法
- ・市街地での夜間工事
- ・他埋設物の移設や地下廃棄構造物の撤去で工期延長

##### ■新たな「工事特性」での追加評価例(下記の1項目以上で6点)

- ・他事業体との競合工事又は移設依頼工事
- ・断水工事3回以上、断水50戸以上
- ・DID地区の工事、振動・騒音に配慮した夜間工事
- ・工事期間中の大半にわたって、規制標識の設置撤去

10

## 6. 改正の内容

### (5) 浄水施設工事の具体例

#### ア. 成績採点の考査項目別運用表の変更

■従来は上水道・土木の電気・機械設備を使用



■建築の電気・機械設備に変更

☞評価対象項目がより浄水施設工事と合致しているため

11

## 6. 改正の内容

### (5) 浄水施設工事の具体例

#### イ. 「工事特性」における対応事例

■従来の「高度技術」では評価事例の該当なし



■新たな「工事特性」では評価対象項目を追加

- ・気象状況などへの対応
- ・特殊な工事への対応
- ・稼働中の浄水処理設備への対応
- ・施工現場での対応

12

## 6. 改正の内容

### (6)「創意工夫」の追加評価

#### ア. 新技術活用への加点評価

⇒国や地方公自治体の新技術制度に登録された  
新技術を受注者からの提案により活用した場合  
「NETIS」や「Made in新潟」等の新技術普及制度

#### イ. 施工関係の評価内容の追加

⇒施工計画書の作成、写真の管理などの工夫  
⇒出来形又は品質の計測・集計・管理図などの工夫  
⇒施工管理ソフト、土量管理システム活用などの工夫

13

## 6. 改正の内容

### (7) 検査職員採点欄に(中間等)の項目追加

#### ア. 今後の中間技術検査実施を見込む

⇒国・県に準じ検査職員の中間技術検査項目を追加  
(ただし、当分の間、中間成績評価は実施しない)

#### イ. 改正内容の実施時期

⇒平成30年4月1日以降に工事履行届が提出された  
工事から適用(竣工日適用)

14

# 7. 成績評定の重要性

## ■入札に反映

### (1) 総合評価方式入札

- 成績評定は技術評価点に反映
- 「簡易な施工計画」に次ぐ高い配点
- 直近の3工事の平均点により算定

### (2) 指名競争入札

- 総合評価方式に応札しないので評定点は関係ない・・・?
- 工事成績の低評定者は指名競争入札者の選定に影響

## ■優良工事事業者表彰の対象

- 「水道管布設工事部門」で年3件以上の受注者を対象に選考
- 成績評定点の上位5者を表彰

15

memo